

## 「カーボン・ニュートラル認証基準(案)」に対する意見の概要

### 1. 意見募集の概要

カーボン・オフセットの一層の活性化やカーボン・ニュートラルについて、海外での新たな動きも取り入れつつ検討を行うべく、「カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会」が開催されたが、本検討会にて検討されている「カーボン・ニュートラル認証基準（案）」について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

- 募集期間：平成 23 年 7 月 5 日(火)～平成 23 年 7 月 19 日(火)
- 告知方法：電子政府の窓口（e-GOV）及び環境省ホームページ
- 意見提出方法：電子メール、郵送、FAXのいずれか

### 2. 提出された意見数

意見提出者数：9名・団体  
のべ意見数：15件

### 3. 提出された意見の概要

パブリックコメントを通じて提出された意見の概要は、以下のとおり。

項目番号	項目内容	意見の概要	意見提出者
1.3	カーボン・ニュートラルとは	「カーボン・ニュートラル」という用語は、バイオマス・ジャパン総合戦略やJISにおいて「植物のように、成長過程で光合成によって大気中の二酸化炭素を吸収した材料（すなわちバイオマス）を焼却しても、ライフサイクル全体で見ると、大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えない性質」のものとして定義され、浸透しているため、異なる定義で「カーボン・ニュートラル」という用語を用いることは反対。	企業ほか (3件)
1.6.1	参照文書	参照資料⑨は既にISO50001:2011として6月に発行されている。	検証機関

項目番号	項目内容	意見の概要	意見提出者
2.1.2 2.1.3 2.3.1 2.3.2 2.3.4	認証対象	2.1.2 及び 2.1.3 の記述内容をからは、このカーボン・ニュートラル認証として対象にしているのは、Entity における GHG 排出量であると推測できるが、2.3.1、2.3.2 及び 2.3.4 では、製品及びサービスへのニュートラルラベルの表示が言及されており、混乱を招くので、カーボン・ニュートラル認証の対象が何であるか明確にすべき。	検証機関
2.1.2	活動の境界等の設定	活動に伴う直接排出、エネルギー消費による間接排出、および活動に係る他者による排出の三面が適用範囲となっているが、これらの三者は独立関係にはなくて従属関係を含んでおり、公平な算出のためには、明確な適用範囲の定義が必要。	個人
2.1.2	活動の境界等の設定	③について、主に製品・サービスのシステムバウンダリを対象とする「ライフサイクルアセスメント」のアプローチで、企業・組織の事業活動としての「その他の間接的な温室効果ガス排出量（スコープ3）」排出源を把握し算定することは困難であり、カテゴリ毎に算定するスコープ3のアプローチとも異なる。	検証機関
		⑤について、スコープ3の算定期間はカテゴリによりスコープ1・2とずれることが普通であるため、スコープ3は基準年の設定にも工夫が必要。	検証機関
2.1.3	温室効果ガス排出量の算定方法	(2)のなお書きについて、スコープ3スタンダードの現時点での正式名称は「The Greenhouse Gas Protocol Initiative - Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard」。	検証機関

項目番号	項目内容	意見の概要	意見提出者
2.1.6	クレジットの調達と無効化	「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」の2(4)における記述内容を参考として具体的にすべき。	検証機関
2.1.6	クレジットの調達と無効化	温室効果ガス排出削減の取組やカーボン・オフセット、カーボン・ニュートラル等の取組を活性化させるため、認証制創設の前に、早急に温室効果ガスの排出量削減等にまじめに取り組んでいる事業者がクレジット取得に当たって不利益を受けない仕組みを作るべき。	団体

項目番号	項目内容	意見の概要	意見提出者
2.2.3	保証水準	・モニタリング方法の確立にもよるが、1データを前提とした場合、現時点でスコープ3検証に合理的保証を適用するのは相当困難と言える。	検証機関
2.2.5	検証方法	・スコープ3に関する検証のガイダンスについて触れられていない。	検証機関

項目番号	項目内容	意見の概要	意見提出者
	全般	我が国に弊害をもたらすこと、法的根拠が不明であること、特定の功利主義への配慮が見られることなどから、基準化に反対。	団体
	全般	安易に海外クレジットの傾倒・多用は抑えて、なるべく「国内削減」にする仕組みを作るべき。	個人